

歩行者優先憲章を考える視点

今、なぜ憲章をつくるのか

(背景：「歩くまち・京都」の実現，人が主役のまちづくり，交通手段分担率の目標，ライフスタイルの転換，環境モデル都市のシンボル・プロジェクト)

- 市民一人一人がまもり育ててきた山紫水明の自然と 1200 年に及ぶ悠久の歴史を継承しながら，社会経済情勢の変化に対応し，地球環境問題に対する危機感が更に高まる中，新たな視点に立って大胆な対策を進める必要がある。
- 公共交通に乗って，たくさんの人達がまちに集まり，賑わいを生み出す持続可能な都市であり続けるため，地域主権時代の全国のモデルとなる「歩くまち・京都」の実現が求められている。
- 市民意識アンケート結果によると，京都の「賑わい」と「歴史・伝統」を継承するために，何よりも歩行者を優先し，公共交通や自転車も活用し，クルマ利用を控えるまちづくりを目指すべきことは，市民共通の願いである。
- 「歩くまち・京都」の理念にすべての京都市民および京都市に来訪する人が共感し，ライフスタイルの転換を促す共通の行動規範となるように歩行者優先憲章を策定する。

何を踏まえて憲章をつくるのか

- 京都市基本計画における「歩くまち・京都」の理念（平成 13 年 1 月）
「歩くまち・京都」とは，歴史文化資産や自然環境と調和した歩く魅力があるまち，だれもが歩きたくなるような安全・快適な交通環境が整ったまち，生活目的が身近な地域で歩いて果たせるまち，また，来訪者にとっても歩くことによってその価値をより深く楽しむことができるまちである。
- 「歩くまち・京都」総合交通戦略策定審議会への諮問趣旨（平成 20 年 7 月）
未来の京都を見据え，「公共交通に乗って，たくさんの人達がまちに集まり，賑わいを生み出す持続可能な都市」であり続けるため，健康，環境，公共交通，子育て・教育，コミュニティ，景観，観光，経済などの幅広い視点に立った「人が主役の魅力あるまちづくり」を構想するとともに，地域主権時代の全国モデルとなる「歩いて楽しいまち」の実現を目指す「「歩くまち・京都」総合交通戦略」を検討
- 京都市環境モデル都市行動計画（素案）全体構想抜粋（平成 20 年 10 月）
地球環境への対応が，さらに重要性を増す今日，まちづくりや社会の仕組みの改革を進めるうえで，「低炭素」の視点が不可欠となっている。
車優先から公共交通優先への交通政策の転換，伝統的建築を活かした，環境負荷の少ない美しい建築やまちづくりなど「低炭素型まちづくり」を推進する必要がある。また，地産地消の食文化や，季節感を大切にする生活，「打ち水」

「しまつの心」「門掃き」など伝統的な知恵を生かした新しい「京都流ライフスタイル」への変革など、地球温暖化防止に向けた新たな戦略が必要となってきた。

- 京都未来まちづくりプラン（平成 21 年 1 月）
 - ・ 歩いたり、自転車です歴史や伝統を感じることでできるまちづくり
 - ・ 公共交通機関の利便性向上と新たなネットワーク化
 - ・ 環境に優しく利便性の高い交通システムの検討
 - ・ 「歩いて楽しいまち総合推進室」の設置

歩行者優先憲章の視点

- 歩いて楽しいまちの実現は、次世代に対する責務である。
- 「移動」は、単に目的地に到達するためだけの手段ではなく、一つの「楽しむべき活動」である。
- 京都の取り組みを世界に発信する。

歩行者優先憲章の要素

- ① 歩く魅力があるまち
 - ・ 歴史、文化、自然、景観などの歩いて楽しめる京都の魅力
 - ・ 健康的で、人と環境にやさしい、歩く魅力を享受した暮らし
- ② 歩いて生活目的が果たせるまち
 - ・ 歩いて用が足せる生活環境
 - ・ 歩いて人が集まり、賑わいのある公共空間
- ③ 安全・快適な交通環境が整ったまち
 - ・ 人が主役となる、安全・快適で魅力的な歩行空間
 - ・ 歩くことを支援する公共交通や自転車での快適な移動
- ④ 来訪者も歩いて価値を楽しめるまち
 - ・ 京都を訪れる人も、歩いて楽しめる京都の魅力

〈定義〉

憲章における地域の範囲

- 京都市全域（地域別に「歩くまち・京都」のあり方）

憲章の対象は

- すべての京都市民および京都市へ来訪する者（市民、行政、企業、商業者、交通事業者など京都市に関わる全ての人々）

草稿案について

- 「歩くまち・京都」総合交通戦略策定審議会及び検討部会の正副会長が協議の上、草稿案を作成した。

京都市市民憲章

わたくしたち京都市民は、国際文化観光都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの京都を美しく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここにこの憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民が、他人に迷惑をかけないという自覚に立って、お互いに反省し、自分の行動を規律しようとするものです。

- わたくしたち京都市民は、美しいまちをきずきましょう。
- わたくしたち京都市民は、清潔な環境をつくりましょう。
- わたくしたち京都市民は、良い風習をそだてましょう。
- わたくしたち京都市民は、文化財の愛護につとめましょう。
- わたくしたち京都市民は、旅行者をあたたくかえましょう。

(昭和 31 (1956) 年 5 月 3 日制定)

子どもを共に育む京都市民憲章

わたくしたちのまち京都には、子どもを社会の宝として、愛し、慈（いつく）しみ、将来を託してきた、人づくりの伝統があります。

そうした伝統を受け継ぎ、人と自然が調和し、命のつながりを大切にして、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くことは、京都市民の使命です。

大人は、子どもの可能性を信じ、自ら育つ力を大切にして、子どもを見守り、褒（ほ）め、時には叱（しか）り、共に成長していくことが求められます。そして、子どもを取り巻く状況を常に見つめ、命と健やかな育ちを脅（おびや）かすものに対して、毅然（きぜん）とした態度で臨（のぞ）む必要があります。

わたくしたちは、子どもたちの今と未来のため、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場で、人と人の絆（きずな）を結び、共に生きるうえでの行動規範として市民憲章を定めます。

- 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族を大切にします。
- 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先します。

(平成 19 (2007) 年 2 月 5 日制定)

歩行者の権利に関する欧州憲章

- I 歩行者は、身体的・精神的に安心できる公共空間の快適さを満喫し、健康的な環境で生活を営む権利を有する。
- II 歩行者は、自動車のためでなく人間のために整備されたまちに居住し、歩行や自転車で移動可能な距離内で生活の利便性を享受する権利を有する。
- III 子どもや高齢者や障害者は、都市において容易に社会参加の機会が得られ、移動面の制約が増大しないように求める権利を有する。
- IV 障害者は、公共空間や道路や公共交通を使って自由に移動できるように配慮した施策(誘導ライン、警告標識、音響信号、利用可能なバス、路面電車、列車)を求める権利を有する。
- V 歩行者は、都市の計画と利用と調和し、安全かつ便利な歩行者専用空間を、特定の限定空間だけでなく広範囲にわたって積極的に設けるように求める権利を有する。
- VI 歩行者は、特に以下の事項を求める権利を有する。
 - a) クルマの排気ガスと騒音が、科学者が許容限度と認めた限度を守っていること。
 - b) 汚染物質や騒音を発生しない車両を用いた公共交通を利用できること。
 - c) 植樹などにより緑の空間を創出すること。
 - d) 歩行者と自転車交通の安全のために、速度制限を適切に定めて道路と交差点の構造を改善すること。
 - e) 不適切かつ危険なクルマの使用を促がす広告を禁止すること。
 - f) 視覚および聴覚障害者の必要も考慮した、効果的な道路標識・道路表示の方法を提供すること。
 - g) 運転者と歩行者が自由に動き回り、かつ休息できるよう、車道と歩道を容易に出入りできる設備の設置。自動車の形状を滑らかにすること、また自動車の標識類をより効果的にすること。危険を発生させる者が、その経済的影響を負担するような、負担責任の原則を導入すること。
 - h) 歩行者や軽車両等に配慮した運転が適切に促されるように、運転者の教育課程を構成すること。
- VII 歩行者は、複数の交通手段を合わせて使用することによって、困難なく移動の容易さが享受できるように、特に以下の事項を求める権利を有する。
 - a) 環境を破壊せず、広範囲かつ設備的に優れ、市民のニーズに適合し、障害者にも配慮された、公共交通サービスの提供
 - b) 都市の各所に、自転車のための設備を設けること。
 - c) 歩行者の通行を妨げず、ビル街や商店街での散策の楽しみに影響を与えないように、駐車場の位置を考慮すること。
- VIII (欧州議会の)構成国は、歩行者の権利に関する十分な情報を、適切な手段を通じて社会に周知するとともに、子どもの学校教育の初期から触れられるようにしなければならない。

(1988 年制定)

トロント 歩行者憲章

歩行は、もっとも古く一般的な移動手段であり、運動や娯楽の重要な役目を担っている。人の移動は歩行により、また公共交通機関や車及び自転車により行われる。

歩行者とは、ある地点から別の地点へ歩行もしくは補助器具をつけ歩行を行う人を指し、これには年齢や能力の差を越え、住民及び滞在客が含まれる。より安全で、便利で快適な移動のために人々は必要に応じた環境やインフラ整備を求めている。

歩行が安全かつ快適に行われる為にカナダトロント市は以下6項目を明記している。

1. 交通の利便性

人は歩行により、モノ、サービス、施設及び公共道路等へ自由にまた直にアクセスすることができる。

2. 平等性

歩行は子供や若者、また病人を含め何人もが他人を煩わすことなく行動することができる唯一の手段である。

3. 健康な体づくり

歩行は体作りを促進する重要な役目を担う行為である。

4. 環境保護

歩行は人間の力によるもので、少なからず環境そのものに影響を与えるものである。

5. 個人及びコミュニティの安全性

人々が安全で歩行ができる環境作りは、地域社会全体にとり安全を助長するものである。

6. 活力のある地域密着型スタイルの構築

歩行者に優しい環境作りは人々の交流を深め、ひいては社会全体を結びつけ、経済を活性化させる。

近代都市環境を作るにあたり、トロント市は以下の取り組みを発表。

- ・年齢や能力の差を越え安全で快適な歩行ができるよう歩行者の権利保護。
- ・公共用地や公園内に移動、運動及び娯楽を促進させる環境作り。
- ・公共及び私用地で歩行ができる観光の推進、計画、設計、開発の実施。
- ・横断歩道中により安全で利便性のある歩道などのインフラ構築。
- ・車や公共交通に頼ることなく、施設やサービスへアクセスできるようにする。
- ・歩行者と公共用地利用者の間で起こり得る問題を低減させる方針の策定。
- ・コンパクトで、人のサイズにあった空間を作る等、より歩きやすい地域づくり。
- ・歩行による社会、経済、環境、健康利点追求のためのリサーチや教育の推進。
- ・歩行者の特定のニーズに合わせた法律や規制の策定。
- ・市による歩行者にやさしい環境作りのための州及び中央政府規則改善の擁護。
- ・個人活動家、コミュニティグループ、エージェント及び企業との連携。

歩行を促進する環境作りは、地域社会に健康で活力があり安全な環境をもたらすことができる。これにより、公共交通機関の利用を促し、車に頼らない社会を作ることができる。交通事故削減、大気汚染改善、緑の多い街づくり貢献につながる。このような動きにより人々のつながりもが増え、活力ある住みよい街づくりができる。

(2002年5月21日制定)